

横手市原油高騰対策運送事業者等支援事業

市民の日常生活に必要不可欠な公共交通の運行や物資の輸送等について、高止まりが続く燃料価格、物価高騰や人件費上昇などにより事業者負担が増大していることから、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、経費等の一部支援を行います。

1 申請受付期間

令和8年4月1日（水）から令和8年9月30日（水）まで

2 支援金の交付対象

市内に営業所等を置く法人又は個人事業者で、以下の対象事業を営み、申請要件を満たすもの。

【対象事業】

- ①バス・タクシー事業
(道路運送法第4条に規定する一般旅客自動車運送事業)
- ②貨物自動車運送事業
(貨物自動車運送事業法第2条第1項に規定する事業)
- ③自動車運転代行業
(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業)
- ④移動販売事業
(食料品等の生活物資を移動販売車等を用いて販売する事業)
- ⑤買い物支援事業
(生活物資を販売する自らの店舗を利用する顧客を時刻・路線を定め送迎する事業)

【申請要件】 以下ア～エの全てを満たしていること

- ア 令和8年2月1日以前から対象事業を営み、必要な許可または認可を有し、申請日時点においても事業を継続しており、支援金の受領後も事業を継続する意思があること。
- イ 法人である場合には、県内に本社を有していること。
- ウ 市税等の滞納がないこと。
- エ 横手市暴力団排除条例に規定する排除対象者でないこと。

(裏面もあります↓)

3 支援金の交付額

令和8年1月31日時点で交付対象者が所有していた事業用車両であって、車検証の使用者の住所又は使用の本拠の位置が市内の住所となっている車両（リース含む）。

	区分	支援金	
①	バス・タクシー事業者 (介護タクシー含む)	緑(黒) ナンバー	20,000円/台
②	貨物自動車運送事業者		10,000円/台
	貨物自動車運送事業者(軽貨物)	3,000円/台	
③	自動車運転代行業者	随伴用登録車両	10,000円/台
④	移動販売事業者	移動販売車	20,000円/台
⑤	買い物支援事業者	乗合バス車両等	20,000円/路線

4 申請に必要な書類

申請に際し、下記書類を準備してください。

【すべての事業者】

- 支援金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)
- 交付対象車両全ての車検証の写し
(有効期間が確認できない場合は自動車検査証記録事項の写し)
- 個人事業主の場合、令和7年確定申告書の写し
- 支援金の振込先口座が確認できる通帳等の写し

【①バス・タクシー事業者】

- 一般旅客自動車運送事業の許可証の写し

【②貨物自動車運送事業者】

- 貨物自動車運送事業の許可証又は届出証の写し

【③自動車運転代行業者】

- 公安委員会からの運転代行業の認定書の写し
- ナンバープレートと車体に掲示する認定番号が写っている写真

【④移動販売事業者】 対象車両の写真

【⑤買い物支援事業者】 運行している路線・時刻がわかる書類

電子申請がスムーズです
<https://logoform.jp/form/eQAp/132008>



5 申請・問合せ先

〒013-8601 横手市中央町8番2号(本庁舎3階)

横手市役所 経営企画課政策調整係 TEL: 0182-35-2164 FAX: 0182-33-6061